

令和6年第3回 北竜町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和6年3月22日(金) 午後4時00分から午後4時38分

2. 開催場所 すこやかセンター2階 会議室

3. 出席委員 (10人)

10番 善岡 浩樹 (会長)	7番 松田 力 (会長代理)	
1番 永井 稔	2番 高田 秋光	3番 山外 明人
4番 植松 春雄	5番 川島 史伸	6番 澤田 正人
8番 川瀬 崇	9番 藤崎 正雄	

4. 欠席委員 (0人)

5. 議事日程

第1	会議録署名委員の選出	川瀬 崇 藤崎 正雄
第2	会議書記の指名	川本局長、滝上推進員、清水野主事
第3	農政報告	参 与 續木課長
第4	会務報告	事務局 川本局長
第5	議事参与の制限	あり XXXXXXXXXX
第6	報告第7号	農用地利用集積計画の変更について
第7	議案第4号	農地法第3条第1項の規定による許可申請について
第8	議案第5号	農地法第18条第6項の規定による合意解約について
第9	議案第6号	農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の規定により改正前の農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
第10	議案第7号	令和6年度農業委員会における最適化活動の目標設定等 (案) について

6. 農業委員会事務局職員

川本弥生事務局長・滝上和昭農地推進員・清水野梨希主事

7. 参与

續木敬子産業課長

事務局長(川本)	<p>只今から、令和6年第3回農業委員会を開催します。</p> <p>本日は、全委員が出席で、会議規則第6条の規程により会議が成立しておりますので報告いたします。</p> <p>それでは、善岡会長より挨拶を頂き、議事の進行をお願いいたします。</p>
会 長 (善岡)	<p>お疲れ様です。3月も下旬となりましたが、まだ雪が多いです。このままでは春作業の遅れの心配もあります。先日も救急搬送が続きました。くれぐれも事故の無いように作業を進めてもらえればと思います。</p>
議 長 (会長)	<p>これより令和6年 第3回農業委員会総会を開催致します。</p>
議 長	<p>日程第1 会議録 署名委員の選出について 川瀬委員・藤崎委員にお願い致します。</p>
議 長	<p>日程第2 会議書記の指名について 会議書記には、川本事務局長 滝上農地推進員 清水野主事 を配置いたします。</p>
議 長	<p>日程第3 農政報告 續木産業課長お願いします。</p>
参与 (續木)	<p>お疲れ様です。みどり認定について (資料により説明)、北竜活動組織の産業貢献賞受賞の報告及び永井稔氏北海道指導農業士授称ほか報告について (口頭)、3町地域農業者研修会の案内について (別紙配布) 以上農政報告と致します。</p>
議 長	<p>日程第4 農業委員会会務報告をお願いします。</p>
事務局長	<p>会務報告 4ページをお開き下さい。 【4ページ朗読】</p>
議 長	<p>日程第5 議事参与の制限について 議事参与の制限が議案第5号で [] に、議案第6号で [] にかかります。</p>

それではこれより、報告1件、議案4件の審議に入ります。

議 長

日程第6 報告第7号 農用集積計画の変更について、説明願います。

事務局長

5ページをお開き下さい。

報告第7号 農用地利用集積計画の変更について

別紙の農用地利用集積計画について双方協議の結果、変更したので報告する。

令和6年3月22日提出

6ページをご覧下さい。

令和3年1月総会の農用地利用集積計画の議案にて、XXXXXXXXXXさんとの賃貸借に係る計画を承認しておりますが、その後農地の貸付先を一部変更したため、面積と貸付料等が変更となりました。

なお、筆数が多い為、変更内容を別紙とさせて頂いており、資料1ページの黄色の箇所の土地の面積が変更となっておりますのでご確認下さい。以上で説明を終わります。

議 長

ご質問等ありますか。

委 員

【質疑等なし】

議 長

日程第7 議案第4号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、受理番号6-1から説明願います。

事務局長

7ページをお開き下さい。

議案第4号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

農地法第3条第1項の規定による、農地の権利設定の許可申請があったので別紙の者について議決を求める。

令和6年3月22日提出

次のページをお開き下さい。

受理番号 6-1 売買

譲渡人

譲受人

申請理由は、譲渡人が転出するため、売買により経営規模の拡大をするものです。

権利は、売買による所有権移転であります。

土地の引き渡し時期は、許可と同時です。

の経営農地等は記載の通りです。

売買価格は、9,000 円です。

土地の所在は、板谷 125 番地 2 ほか 2 筆で全て地目は畑です。

面積合計は、1,830 m²です。

資料の 2 ページに航空写真を添付してあります。

以上で説明を終わります。

議長

このことについて、質疑等ございませんか。

委員

【質疑等なし】

議長

質疑等がありませんので採決します。

受理番号 6-1 売買について承認される方は、挙手願います。

委員

【全員挙手】

議長

受理番号 6-1 売買について承認いたします。

次に受理番号 6-2 使用貸借、6-3 使用貸借について、関連がありますので一括で説明願います。

事務局長

次のページをお開き下さい。

受理番号 6-2 使用貸借

譲渡人

譲受人

11 ページをお開き下さい。

受理番号 6-3 使用貸借

譲渡人

譲受人

申請理由は、いずれも農業経営を後継者に譲るため、使用貸借を設定するためです。

所有地農地面積は、田 295,266.12 m² 畑 4,676 m²

合計面積 299,942.12 m²です。

資料の 3～5 ページに航空写真を添付してありますのでご参照下さい。

以上で説明を終わります。

議 長

このことについて、質疑等ございませんか。

委 員

【質疑等なし】

議 長

質疑等がありませんので採決します。

受理番号 6-2 使用貸借及び 6-3 使用貸借について承認される方は、挙手願います。

委 員

【全員挙手】

議 長

受理番号 6-2 使用貸借及び 6-3 使用貸借について承認いたします。
日程第 7 議案第 4 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請については全て承認といたします。

日程第 8 議案第 5 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約について、番号 6-4 で [] に議事参与の制限が係ります。

それでは事務局より説明願います。

事務局長

12 ページをお開き下さい。

議案第 5 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約について

農地法第 18 条第 6 項の規定により、合意解約のあった、別紙の件について議決を求める。

令和 6 年 3 月 22 日提出

次のページをご覧ください。

番号 6-1 合意解約

貸 主 []

借主 [REDACTED]
土地の所在は碧水 109 番地 8 田が 6 筆
面積が 26,810 m²です。
資料 6 ページに航空写真がありますのでご参照下さい。
以上で説明を終わります。

議長 ご質問等ありますか。

委員 【質疑無し】

議長 採決いたします。番号 6-1 承認される方は、挙手願います。

委員 【全員挙手】

議長 番号 6-1 について承認いたします。
次に、番号 6-2 について説明願います。

事務局長 次のページをご覧ください。
番号 6-2 合意解約
貸主 [REDACTED]
借主 [REDACTED]
土地の所在は和 45 番地 1 田が 8 筆
面積が 14,945 m²です。
資料 7 ページに航空写真がありますのでご参照下さい。
以上で説明を終わります。

議長 ご質問等ありますか。

委員 【質疑無し】

議長 採決いたします。番号 6-2 承認される方は、挙手願います。

委員

【全員挙手】

議長

番号6-2について承認いたします。
次に、番号6-3について説明願います。

事務局長

次のページをご覧ください。
番号 6-3 合意解約
貸主 [REDACTED]
借主 [REDACTED]
土地の所在は美葉牛 23 番地 9 田が 2 筆
面積が 3,085 m²です。
資料 8 ページに航空写真がありますのでご参照下さい。
以上で説明を終わります。

議長

ご質問等ありますか。

委員

【質疑無し】

議長

採決いたします。番号6-3承認される方は、挙手願います。

委員

【全員挙手】

議長

番号6-3について承認いたします。
次に、番号6-4で[REDACTED]に議事参与の制限が係ります。
それでは説明願います。

事務局長

次のページをご覧ください。
番号 6-4 合意解約
貸主 [REDACTED]
借主 [REDACTED]
土地の所在は西川 90 番地 6 外 7 筆で 田が 8 筆
面積が 10,086 m²です。
資料 9~10 ページに航空写真がありますのでご参照下さい。
以上で説明を終わります。

議長

ご質問等ありますか。

委員

【質疑無し】

議長

採決いたします。番号6-4承認される方は、挙手願います。

委員

【全員挙手】

議長

番号6-4について承認いたします。
ここで■■■■の議事参与の制限を解きます。

日程第8 議案第5号 農地法第18条第6項の規定による合意解約については全て承認といたします。

日程第9 議案第6号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の規定により改正前の農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農地利用集積計画の決定について、6-賃-20及び6-賃-21で■■■■に6-賃-22で■■■■に議事参与の制限がかかります。

では最初に、番号6-移転-1及び6-移転-2、関連がありますので一括で事務局より説明願います。

事務局長

17ページをご覧ください。

議案第6号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の規定により改正前の農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農地利用集積計画の決定について

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の規定により改正前の農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、北竜町から決定を求められた、別紙の農用地利用集積計画について議決を求める。

令和6年3月22日提出

次のページをご覧ください。

番号 6-移転-1

利用権の移転を受ける者 ■■■■

利用権の移転をする者 [REDACTED]
利用権の移転を受ける者の経営状況は、記載の通りです。
利用権の移転内容は、賃貸借です。
期間は、令和6年3月25日から令和12年2月24日です。
貸付料等は、161,700円です。
支払方法は、毎年12月10日までに指定口座に振り込み。
土地の所在は、和44番6 外4筆、
田が5筆で 面積は20,773 m²となっております。

次のページをご覧ください。

番号 6-移転-2

利用権の移転を受ける者 [REDACTED]

利用権の移転をする者 [REDACTED]

利用権の移転を受ける者の経営状況は、記載の通りです。

利用権の移転内容は、賃貸借です。

期間は、令和6年3月25日から令和10年8月27日です。

貸付料等は、48,600円です。

支払方法は、毎年12月10日までに指定口座に振り込み。

土地の所在は、和52番2 外2筆、

田が3筆で 面積は8,541 m²となっております。

資料の11～12 ページに航空写真を添付してありますのでご参照下さい。

以上で説明を終わります。

議長

ご質問等ありますか。

委員

【質疑無し】

議長

採決いたします。

番号6-移転-1及び6-移転-2について承認とされる方は挙手をお願いいたします。

委員

【全員挙手】

議長

番号6-移転-1及び6-移転-2について承認いたします。
次に番号6-売-11について説明願います。

事務局長

次のページをご覧ください。

番号 6-売-11

所有権の移転を受ける者

所有権の移転をする者

所有権の移転内容は、売買です。

移転時期は、令和6年3月25日です。

対価の支払期限は、令和6年4月30日です。

売買価格は、57,000円です。

土地の所在は、西川80番3外2筆、

田が3筆で面積は2,920㎡となっております。

資料の13ページに航空写真を添付してありますのでご参照下さい。

以上で説明を終わります。

議長

ご質問等ありますか。

委員

【質疑無し】

議長

採決いたします。

番号6-売-11承認とされる方は挙手をお願いいたします。

委員

【全員挙手】

議長

番号6-売-11について承認いたします。

次に6-賃-14、6-賃-15、6-賃-16、関連がありますので一括で事務局より説明願います。

事務局長

次のページをご覧ください。

番号 6-賃-14

利用権の設定を受ける者

利用権の設定する者

利用権の設定を受ける者の経営状況は、記載の通りです。

利用権の種類は、賃貸借です。

期間は、令和6年3月25日から令和25年12月31日です。

借賃は、248,000円です。

支払方法は、毎年11月30日までに指定口座に振り込み。

土地の所在は、碧水 109 番地 8 外 5 筆
田が 6 筆、面積 26,810 m²です。
資料の 6 ページに航空写真を添付してありますのでご参照下さい。

次のページをご覧ください。

番号 6-賃-15

利用権の設定を受ける者

利用権の設定する者

利用権の設定を受ける者の経営状況は、記載の通りです。

利用権の種類は、賃貸借です。

期間は、令和 6 年 3 月 25 日から令和 25 年 12 月 31 日です。

借賃は、1,446,400 円です。

支払方法は、毎年 1 月 30 日までに指定口座に振り込み。

土地の所在は、碧水 830 番地 3 外 33 筆

田が 31 筆、畑が 3 筆で 面積 196,727 m²です。

資料の 14~16 ページに航空写真を添付してありますのでご参照下さい。

次のページをご覧ください。

番号 6-賃-16

利用権の設定を受ける者

利用権の設定する者

利用権の設定を受ける者の経営状況は、記載の通りです。

利用権の種類は、賃貸借です。

期間は、令和 6 年 3 月 25 日から令和 25 年 12 月 31 日です。

借賃は、1,168,000 円です。

支払方法は、毎年 1 月 30 日までに指定口座に振り込み。

土地の所在は、碧水 109 番地 6 外 22 筆

田が 20 筆、畑が 3 筆で 面積 158,331.24 m²です。

資料の 17~19 ページに航空写真を添付してありますのでご参照下さい。

以上で説明を終わります。

議長

ご質問等ありますか。

委員

【質疑無し】

議長

採決いたします。

6-賃-14、6-賃-15、6-賃-16、承認とされる方は挙手

をお願いいたします。

委員

【全員挙手】

議長

番号6-賃-14、6-賃-15、6-賃-16について承認いたします。

次に番号6-賃-17事務局より説明願います。

事務局長

次のページをご覧ください。

番号 6-賃-17

利用権の設定を受ける者

利用権の設定する者

利用権の設定を受ける者の経営状況は、記載の通りです。

利用権の種類は、賃貸借です。

期間は、令和6年3月25日から令和10年12月31日です。

借賃は、15,000円です。

支払方法は、毎年11月30日までに指定口座に振り込み。

土地の所在は、西川4番地3 外1筆

田の交付対象外が1筆、田が1筆、面積 12,642 m²です。

資料の20ページに航空写真を添付してありますのでご参照下さい。

以上で説明を終わります。

議長

ご質問等ありますか。

委員

【質疑無し】

議長

採決いたします。

6-賃-17、承認とされる方は挙手をお願いいたします。

委員

【全員挙手】

議長

番号6-賃-17について承認いたします。

次に番号6-賃-18事務局より説明願います。

事務局長

次のページをご覧ください。

番号 6-賃-18

利用権の設定を受ける者

利用権の設定する者

利用権の設定を受ける者の経営状況は、記載の通りです。

利用権の種類は、賃貸借です。

期間は、令和6年3月25日から令和16年12月31日です。

借賃は、152,900円です。

支払方法は、毎年11月30日までに指定口座に振り込み。

土地の所在は、西川90番地6外7筆

田が8筆で面積10,086㎡です。

資料の9~10ページに航空写真を添付してありますのでご参照下さい。

以上で説明を終わります。

議長

ご質問等ありますか。

委員

【質疑無し】

議長

採決いたします。

番号6-賃-18承認とされる方は挙手をお願いいたします。

委員

【全員挙手】

議長

番号6-賃-18について承認いたします。

次に番号6-賃-19事務局より説明願います。

事務局長

次のページをご覧ください。

番号 6-賃-19

利用権の設定を受ける者

利用権の設定する者

利用権の設定を受ける者の経営状況は、記載の通りです。

利用権の種類は、賃貸借です。

期間は、令和6年3月25日から令和15年12月31日です。

借賃は、143,000円です。

支払方法は、毎年11月30日までに指定口座に振り込み。

土地の所在は、和 45 番地 1 外 7 筆
田が 8 筆で 面積 14,945 m²です。
資料の 7 ページに航空写真を添付してありますのでご参照下さい。
以上で説明を終わります。

議長 ご質問等ありますか。

委員 【質疑無し】

議長 採決いたします。
番号 6-賃-19 承認とされる方は挙手をお願いいたします。

委員 【全員挙手】

議長 番号 6-賃-19 について承認いたします。
次に番号 6-賃-20、6-賃-21 で [REDACTED] に議事参与の制限が係
ります。関連がありますので一括で事務局より説明願います。

事務局長 次のページをご覧ください。
番号 6-賃-20
利用権の設定を受ける者 [REDACTED]
利用権の設定する者 [REDACTED]
利用権の設定を受ける者の経営状況は、記載の通りです。
利用権の種類は、賃貸借です。
期間は、令和 6 年 3 月 25 日から令和 16 年 12 月 31 日です。
借賃は、290,800 円です。
支払方法は、毎年 1 月 30 日までに指定口座に振り込み。
土地の所在は、竜西 26 番地 2 外 19 筆
田が 20 筆で 面積 77,477 m²です。
資料の 21~22 ページに航空写真を添付してありますのでご参照下さ
い。

次のページをご覧ください。
番号 6-賃-21
利用権の設定を受ける者 [REDACTED]

利用権の設定する者 [REDACTED]
利用権の設定を受ける者の経営状況は、記載の通りです。
利用権の種類は、賃貸借です。
期間は、令和6年3月25日から令和10年12月31日です。
借賃は、286,800円です。
支払方法は、毎年11月30日までに指定口座に振り込み。
土地の所在は、竜西52番地1外18筆
田が19筆で面積81,125㎡です。
資料の23ページに航空写真を添付してありますのでご参照下さい。
以上で説明を終わります。

議長

ご質問等ありますか。

委員

【質疑無し】

議長

採決いたします。
番号6-賃-20、6-賃-21、承認とされる方は挙手をお願いいたします。

委員

【全員挙手】

議長

番号6-賃-20、6-賃-21について承認いたします。
ここで[REDACTED]の議事参与の制限を解きます。
次に番号6-賃-22で[REDACTED]に議事参与の制限が係ります。
事務局より説明願います。

事務局長

次のページをご覧ください。
番号 6-賃-22
利用権の設定を受ける者 [REDACTED]
利用権の設定する者 [REDACTED]
利用権の設定を受ける者の経営状況は、記載の通りです。
利用権の種類は、賃貸借です。
期間は、令和6年3月25日から令和10年12月31日です。
借賃は、17,400円です。
支払方法は、毎年11月30日までに指定口座に振り込み。
土地の所在は、美葉牛23番地9外1筆

田が2筆で 面積3,085 m²です。
資料の8ページに航空写真を添付してありますのでご参照下さい。
以上で説明を終わります。

議 長

ご質問等ありますか。

委 員

【質疑無し】

議 長

採決いたします。
番号6-賃-22承認とされる方は挙手をお願いいたします。

委 員

【全員挙手】

議 長

番号6-賃-22について承認いたします。
ここで■■■■の議事参与の制限を解きます。

日程第9 議案第3号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の改訂により改正前の農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農地利用集積計画の決定については全て承認といたします。

日程第10 議案第7号 令和6年度 農業委員会における最適化活動の目標設定等(案)について事務局より説明願います。

事務局長

32ページをご覧下さい。
議案第7号 令和6年度 農業委員会における最適化活動の目標設定等(案)について

農業委員会における最適化活動の推進等について(令和4年2月2日付け3経営第2584号農林水産省経営局長通知)に基づき、令和6年度農業委員会における最適化活動の目標設定等(案)について別冊の通り提出する。

令和6年3月22日提出

別冊資料をご覧下さい。
別冊のとおり、令和6年度における最適化活動の目標設定等を定めるこ

とと致しました。

内容としましては、1 ページ目農業委員会の状況ですが、直近農林業センサス等の数値を記載しております。

2 ページからは、最適化活動の目標としまして記載をしておりますが、活動計画を、数値で目標化しております。

3 ページ目の最後にあります、新規参入相談会への参加目標は、昨年を参考に計画しております。

この後のスケジュールとしましては、3 月中に総会にて目標決定、農業会議に通知・確認を受け、4 月中 HP 等で公表をすることとなっております。

以上で説明を終わります。

議 長

このことについて、質疑等ございますか。

委 員

【質疑等なし】

議 長

採決いたします。承認とされる方は挙手をお願いいたします。

委 員

【全員挙手】

議 長

日程第 10 議案第 7 号 令和 6 年度 農業委員会における最適化活動の目標設定等（案）については承認と致します。

以上で第 3 回農業委員会総会を終了致します。